# グリーンボンド発行促進体制整備支援事業実施要領(案)

#### 第1 目的

この実施要領は、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(グリーンボンド発行促進体制整備支援事業)(以下「補助金」という。)交付要綱(以下「交付要綱」という。)第3条に掲げる事業の実施に関して必要な細目等を定めることにより、グリーンボンドの発行支援(グリーンボンドフレームワークの検討、策定、運用等に係るコンサルティング、外部レビューの付与等をいう。以下同じ。)に係る体制を整備し、もって我が国におけるグリーンボンドの発行及び投資の促進を図ることを目的とする。

# 第2 事業内容

補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助金を活用して、別途環境省が定める方法によりグリーンボンド発行促進プラットフォームに登録を受けた発行支援者(以下「登録発行支援者」という。)が行うグリーンボンドの発行支援事業に対する補助金(以下「間接補助金」という。)を交付する事業(以下「補助事業」という。)を実施するものとする。

# 第3 補助金の交付事業

(1) 交付の対象となる事業及び経費

間接補助金の交付の対象となる事業(以下「間接補助事業」という。)は、別表第 1第1欄及び第2欄に掲げる事業とし、補助事業者は、これらに要する経費のうち、 同表第3欄に掲げる経費(以下「間接補助対象経費」という。)について、補助金の 範囲内において間接補助金を交付する。

#### (2) 間接補助金の交付の申請者

間接補助金の交付を申請できる者は次に掲げる者(登録発行支援者に限る。)とする。

- ア 民間企業
- イ 独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立 行政法人
- ウ 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人
- エ 法律により直接設立された法人
- オ 都道府県、市町村、特別区及び地方公共団体の組合
- カ その他環境大臣(以下「大臣」という。)の承認を得て補助事業者が適当と認める 者

#### (3) 間接補助金の交付額の算定方法

間接補助金の交付額は、別表第1第5欄に掲げる方法により算出するものとし、当該間接補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(間接補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)があり、かつ、その金額が明らかな場合は、これを減額して算出しなければならない。ただし、算出時において当該消費税等相当額が明らかでない場合については、この限りではない。

# (4) 補助事業の実施体制等

補助事業者は、補助事業の適正かつ円滑な実施のため、次に掲げる事項を適切に行うための体制を整えなければならない。

- ア 間接補助金交付先の公募及び説明会の開催等による周知
- イ 間接補助金交付先の採否及び翌年度における間接補助事業の継続実施の可否に関する審査基準の作成等及び審査基準を審査する委員会(以下「委員会」という。)の 設置運営
- ウ 間接補助金の交付(交付申請書の審査から間接補助金の支払までを含む。)
- エ 間接補助金の交付決定を受けた者(以下「間接補助事業者」という。)の指導監督
- オ 間接補助事業に対する問合せ等への対応
- カ 上記に関する付帯業務

# (5) 交付規程の内容

交付要綱第14条の間接補助金の交付手続等に係る交付規程は、交付要綱第4条から第13条に準じた事項及び事業報告書の提出並びにその他必要な事項を記載するものとする。

# (6) 間接補助金交付先の採択等

- ① 補助事業者は、公正かつ透明性が確保された手続により間接補助金交付先の採択を 行うため、委員会を設置し、採否に関する審査基準(案)を作成し、環境省と協議の 上、審査基準(案)について委員会の承認を受けるものとする。
- ② 補助事業者は、①の審査基準に基づき間接補助金交付先の採択を行う。
- ③ 補助事業者は、②に基づき採択した複数年度計画の間接補助事業及び前年度より継続して実施する間接補助事業のうち、翌年度以降における間接補助事業の計画変更 (軽微な変更である場合を除く)が生じた場合は、①及び②に準じた手続により審査 及び協議し、翌年度における間接補助事業の継続実施の可否を決定するものとする。

# (7)消費税額等の確定

補助事業者は、間接補助事業者に対して、間接補助事業の完了後に消費税及び地方消費税の申告により間接補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、当

該消費税等仕入控除税額について報告させるとともに、その返還を命ずるものとする。

#### (8) 間接補助事業の表示

補助事業者は、間接補助事業により整備された設備及び機械器具は、環境省補助事業である旨を明示するよう、間接補助事業者に指示しなければならない。

### (9) 間接補助事業の指導監督

- ① 補助事業者は、間接補助事業の実施状況を把握し、間接補助事業者に対して間接補助事業の適正かつ円滑な実施を確保するために必要な報告を求めるとともに、それにより得た情報を適時適切に大臣に報告するものとする。
- ② 補助事業者は、間接補助事業の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、大臣に速やかに報告するとともに、その指示を仰ぎ、間接補助事業者に対して必要な改善を指導するものとする。

#### (10) 間接補助事業者からの返還額等の取扱

大臣は、交付要綱、この実施要領又は交付規程に基づき、間接補助事業者から間接補助金の全部又は一部に相当する額の返還又は納付があったときは、補助事業者に対し、これを国庫に返還又は納付させることがある。

# (11) 事務費の中間検査

環境省は、上半期(交付決定日から9月末日)の補助事業の執行に要する事務費について、額の中間検査を行うものとする。

#### (12) 翌年度の間接補助事業に関する協議

補助事業者は、複数年度計画の間接補助事業のうち翌年度における間接補助事業について、間接補助事業者より、翌年度の交付決定の日の前日までの間において当該事業を開始したい旨の申請があり、その必要性が認められる場合は、別紙様式により環境省総合環境政策統括官に協議することができる。

#### 第4 間接補助事業者による事業報告書の提出

補助事業者は、間接補助事業者に対して、間接補助事業が完了した日からその年度 末までの期間及びその後の3年間の期間について、毎年度、二酸化炭素削減効果に関 する事業報告書を大臣に提出するよう、期限を設けて指示しなければならない。

# 第5 指導監督

大臣は、補助事業の適正かつ円滑な実施を確保するため、補助事業者による補助事業の実施に関し、この実施要領に基づき指導監督を行う。

# 第6 その他

補助事業者は、この実施要領に疑義が生じたとき、この実施要領により難い事由が生じたとき、あるいはこの実施要領に記載のない細部については、大臣に速やかに報告し、その指示に従うものとする。

附 則

この実施要領は、平成30年 月 日から施行する。

# 別表第1

1 間接補助	2 間接補助 事業の内容	3 間接補助対象	4 基準額	5 交付額の算定方法
事業の区分外部レビュー事業	事業の内容 外部レビュー の付与を行う 事業	経費 事業を行うために 必要な人件費及び 業務費(賃金、社会 保険料、諸謝金、光 熱水料、会議費、明刷費 本費、通信運搬費、 手数料、委託料、使 用料及賃借料及び 消耗品費)並びにそ の他必要な経費で 補助事業者が承認	4 基準額 上限 年まる事業 当計 は 一段 で で で で で で で で で で で で で で で で で で	5 交付額の算定方法  ア 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。 イ 第3欄に掲げる間接補助対象経費と第4欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定する。 ウ アにより算出された額とイで選定された額とを比較して少ない方の額を交付額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとす
グリーンボン	グリーンボン	した経費事業を行うために	百万円のう ち補助事業 者が必要と 認めた額 上限 50 百万	る。 ア 総事業費から寄付金その他の
ドコンサルティング等事業	ドコンサルテ ィング等を行	必要な人件費及び 業務費(賃金、社会	円のうち補 助事業者が	収入額を控除した額を算出する。 イ 第3欄に掲げる間接補助対象
	う事業	保険料、諸謝金、光 熱水料、会議費、共 済費、旅費、印刷製 本費、通信運搬費、 手数料、委託料、使 用料及賃借料及び 消耗品費)並びにそ の他必要な経費で 補助事業者が承認 した経費	必要と認めた額	経費と第4欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定する。 ウ アにより算出された額とイで選定された額とを比較して少ない方の額を交付額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

別紙様式

 番
 号

 年
 月

 日

環境省総合環境政策統括官 殿

住 所 氏名又は名称 代表者の職・氏名

印

平成 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(グリーンボンド発行促進体制整備支援事業)に係る翌年度における間接補助事業について

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(グリーンボンド発行促進体制整備支援事業)について、間接補助事業者より、翌年度の交付決定の日の前日までの間において、翌年度における間接補助事業を開始したい旨の申請があったため審査した結果、その必要性が認められるので、グリーンボンド発行促進体制整備支援事業実施要領第3(12)の規定に基づき、下記の通り協議します。

記

- 1. 間接補助事業の概要
- (1) 間接補助事業者の氏名又は名称
- (2) 間接補助事業の名称
- (3) 間接補助事業の概要
- (4) 翌年度における間接補助事業の概要
- 2. 翌年度の交付決定の日の前日までの間において、翌年度における間接補助事業を開始する必要性
- 3. 参考資料

(参考【承認する場合】 ※後日、実施要領からは外します)

 発第
 号

 平成
 年
 月

 日

殿

環境省総合環境政策統括官



平成 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(グリーンボンド発行促進体制整備支援事業)に係る翌年度における間接補助事業について

平成 年 月 日付け 第 号で協議のあった平成 年度二酸化 炭素排出抑制対策事業費等補助金(グリーンボンド発行促進体制整備支援事業)に係る翌 年度における間接補助事業については、翌年度の補助事業者が環境大臣から交付決定を受 けた日から、間接補助事業者が翌年度の交付決定を受ける日の前日までの間において当該 事業を開始することを認める。 (参考【承認しない場合】 ※後日、実施要領からは外します)

発第 号

平成 年 月 日

殿

環境省総合環境政策統括官



平成 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(グリーンボンド発行促進体制整備支援事業)に係る翌年度における間接補助事業について

平成 年 月 日付け 第 号で協議のあった平成 年度二酸化 炭素排出抑制対策事業費等補助金(グリーンボンド発行促進体制整備支援事業)に係る翌 年度における間接補助事業については、下記の理由により、翌年度の交付決定の日の前日 までの間において当該事業を開始することを認めない。

記

●●●●のため。